

○衆議院議員(赤城宗徳君) 議員提出の法律案でありまして、資料と言いましても各官庁を動かして資料を集めるということが非常に困難な事情にありましたので、私も屈いておりまして各方面からの資料がありましたので、その中から、私もこの資料ならばいいんじゃないかと、そういうふうに思ひまして、実はその中から取出して御提出したわけであります。

それから、この調査はお説の通り悉皆の調査でなくして抽出調査でありますからして、今お話のように、果してこの通りになっているかどうかというようなことについては、或る程度まだ検討する必要があると存じます。併し一応私もいたしまして、相当こういう資料はあちらこちらの中から見まして、まあ大体これが現状に近いのではないかと、こういうように見たものですから、御提出した次第でございます。

○千葉信君 そういたしますと、只今の御答弁から言へば、提案者としては大体これは希望的には信頼すべき資料だと思ふことが一つと、それから実際上は各官庁にいろいろ連絡をして集めた資料であるけれども、併しこれは連絡の関係その間の関係等のために、提案者としては必ずしも全面的にこの資料に対しては責任を持つてこの通りだということとは言えないという御答弁だと了解して差支ないのです。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 全責任を持つて、確かな統計だ、こういうようなことには、今お話のように、全責任を持ってというわけには行かない、こう考えております。但し、私といたし

ましては大体において信頼し得る資料だ、こういうことでお出しした次第であります。

○千葉信君 まあ全責任という言葉が少し意味が強過ぎると思ふれば、少くとも大体が信頼できると思ふけれども、併し今後の審議の過程の中で必ずしもこの通りだということはおつしやれないであらうということが、もう今の御答弁で予想されると思うのですが、そう了解しておいて差支ございませんか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 審議の途上において、これは違ふのだ、このほうが正しいのだ、こういうような統計或いは御資料によりまして、それが正しいと見れば、私もそれを認めることに否かではないのであります。

○千葉信君 そうしますと、これは審議の過程の中で、若しも提案者のほうからお出しになった資料が間違つておれば、自分のほうとしてはこれは大体そうあつても止むを得ないというやうな状態なので、そういうやうなことになるますと、我々としては問題を正確に審議するためには、やはり我々自身の手でもう一度この資料が正確なものであるかどうかという調査なり研究をしなければならぬという前提に立つて、この資料を私も一応この際は頂戴して置くことにしておいて、今日はこれで質問を打ち切ります。

○溝口三郎君 先ほど赤城さんからお話がありました、国立学校の教職員の給与と地方の教職員の給与、それを比較したいと思ふので、文部省が自治庁に資料があつたら出して頂きたいというのを、この前も要求いたしました。が、職級別には文部省では出ていな

いというのが、この前の義務教育職員を国家公務員にする法案で、あれが出ておるときにもそういうものはないというお話でしたが、陥没状況で、高等学校の教職員給与が非常に少いやうな状態にあるというお話を伺つたのであります。が、只今審議することはこれは国家公務員のものでありまして、国家公務員の平均本俸額が先ほどお配り頂いたものであります。そのうちの高等学校の教職員の平均本俸が一万六千九百円になる、中学校の教職員の平均本俸が一万二千八百六十円、小学校の教職員の平均本俸が一万二千四百七十円ということになつておられます。この国立学校の高等学校、中学校、小学校というこの三つの階級では、高等学校のほうが非常に多くなつておる。で、陥没状況というものがこの上では見られないやうな工合になつておる。問題は、高等学校は国立学校では七百七十七人に該当しておるものと思ひますが、これと関連して、地方の高等学校の教職員が、先ほど懇談のときに私から申し上げましたが、いろいろ資料に出ておるので、幾人だかはつきりいたさない。これは整理して頂くと思つておられますが、地方の公立学校の先生の給与、これは国立学校に比べて大分差があるのじやないかと思ひます。私は義務教育職員の国庫負担法案のときに何つた資料があつたのですが、それが余りつきりいたさないで、改めて正式に資料を出して頂きたいというのを考えていたのです。地方の教職員の分は、小学校の先生が二十八年度の四月一日に一万五千六十九円ベースになる、中学校は一万六千六百一十四のベースになる、事務職員は一万三千九百九十一円になるという

ので、この国立学校とのベースの開きが非常に多いものだから、その間の事情がはつきりどういふやうになるのか、これを比較したいと思つてこの資料を要求したのであります。この程度の資料は文部省が自治庁にはあると思ひます。改めてそれを出して頂きたいと思ひます。職級別は、なければなくて止むを得ないと思つております。

それからもう一つ、ついでに伺つておきたいのですが、陥没状況の表を先ほどいろいろお話がありました。これはどこで調べて来られたのか。これは地方の職員なのか、国立学校の職員の例なのか、それをお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 今お配りした表で、非常に国家公務員としての教職員の俸給が高いのじやないか、こういう仰せでありましたが、これは国家のほうに級別に調べてありまして、高等学校のほうにおきまして、教諭等、級の高いほうの人数が非常に多いのであります。平均いたしましたところ、そういうことになるかと思ひます。

それから第二に地方の教育公務員の給料についてどう思ふかということですが、ありますが、これは私もいたしたてでも、平衡交付金の算定基準にいつても問題になつております。去年度は地方のほうに三百七十四で、去年は高い。その次に秋頃になりましたら七百円ばかり高かつた。今年になりまして一千何百円か地方の教職員の平均俸給額が高い。こういうやうなことは自治庁でもよく言われております。そういうことが、調査すればこれはあると思ひます。今の資料のお申出の点

に、十二分に沿ひ得ないかも知れませんが、全般的にちよつと調べるということ、非常に私もいたしまして、政府機関を持つてゐるわけでありませんので、非常に困難でありまして、先ほど申しましたように、文部省にも自治庁にも細かい調査というものが今のところないやうな状態でありまして、如何いたしたものでありましようか、その高いやうな状況の調査資料がありますならば、まとめて出したと思ひます。

それから第三の陥没状況の調べはどこでやつたかということでありまして、先ほど千葉さんにも御答弁いたしましたように、我々もいたしまして、全国に亘つて全部調べ上げるといふやうなことは非常に困難を来たしておりますので、私も手許に相当集まつておいた資料などがありまして、その中からこの委員会において審議を願ふ便宜に適當だ、こういうふうに思ひましたので出したのであります。御了承願ひます。

○溝口三郎君 私のさつき申上げたのは、ここに出ております国立の高等学校、中学校、小学校の先生方と同じやうな階級の地方の教職員のベースを比較したい。高いとか安いとかじやなくて、そういう資料があつたら欲しい。比較の面を出して頂きたい。高い安いはあとで判断すればいいので……。

それからもう一つ今お話されましたが、陥没状況をお出しになつたのです。が、これはもうすでに陳情書で私も頂いてゐるのです。全日本高等学校教職員組合というので、パンフレットになつたのを頂いて、それに一つか二つ附加してお出しになつた。教職員組

合の方々のお出しになった陳情書はまあ陳情書なんです。それは一番いい状態と一番悪い状態を何十万の中から三

なつたらどうかと私は思うのでござい

ういう費用を含めて三億六千万円とい

めたのは、この法律の出る前じやない

○衆議院議員(赤城宗徳君) これはど

点ばかり出したのです。殊に一番悪い状態を特に意識的に書くというよう

それがらもう一つお伺いしたいので

とも聞いておるのであります。初めの

か、こういう仰せでありますけれど

どうも大蔵当局でないの、はつきり

なことは、これは資料として公式にこ

の所要予算額(明細)というのがある

予定と違ひまして、法律を出して二

算の修正をする前から三派で協議を

した御返事はできませんけれども、今

ういう委員会にお出しになつても私

が、衆議院の予算委員会が七月二十九

日に出たので、内閣等につきましても

は、この額は当然含んでおるのであり

ます。その三億六千万円の中に

迷わせるものとじやないか。若しお

が、これは改進黨の修正案と、それ

と思ひますが、その三億六千万円の

す。又、改進黨のほうで、これは臨

合ひであるかと思ひますが、

納得の行くような資料でないか、判

して、もう一遍出されたらどうかとい

のでございします。なお平衡交付金

果として救われるものを含めての

ましても、この法律によつて三本建

です。例えば今お出しになりました資

の費用、こういうふうな承知してお

とでありまして、五十億円の枠があ

合ひでありますので、改進黨とい

ますれば、やはりこれは自治庁とい

料の中の下から三行目にあります

の、その統一した修正案というの

る、こういうふうなことになる

で、この法律によつて三本建

したまへば、大蔵省といひました

の先生で教員を十六年続けてやつ

の修正の協定では、御承知のよう

五十億円の枠内において適當に勘

合ひでありますので、改進黨とい

ますれば、やはりこれは自治庁とい

たは一万四千五百円というふう

の協定では、御承知のよう

る、こういうふうなことになる

で、この法律によつて三本建

したまへば、大蔵省といひました

おわかりになりましたか。その九

の修正の協定では、御承知のよう

る、こういうふうなことになる

で、この法律によつて三本建

したまへば、大蔵省といひました

百円は、中身を見ますと九大を卒業

の修正の協定では、御承知のよう

る、こういうふうなことになる

で、この法律によつて三本建

したまへば、大蔵省といひました

かたなんですが、中学校を卒業して

の修正の協定では、御承知のよう

る、こういうふうなことになる

で、この法律によつて三本建

したまへば、大蔵省といひました

年浪人をしていて、高等学校三年

の修正の協定では、御承知のよう

る、こういうふうなことになる

で、この法律によつて三本建

したまへば、大蔵省といひました

つて、軍隊を三年やつて、教員を

の修正の協定では、御承知のよう

る、こういうふうなことになる

で、この法律によつて三本建

したまへば、大蔵省といひました

田中さんが、今回の三億六千万円は、その不合理は正に使用するのだと、こういうふうな明確に言つたあとで、今度は塚田自治庁長官なり、或いは小澤自由党議員の答へと食い違つて、次のようなことを言つておられる。塚田大臣は、「三億六千万」という数字が出たときは、先ほど田中議員が仰せになつたようないきさつで出たものよりであります。が、その後、ものの考え方が変わり、今の考え方といたしましては、前述の通り金額も変り、内容も変つた」と明言しておられる。その金額というのは、計算によつて一号俵上げる金であつて、一億四千八百五十八万七千円である、こういうふうな明確に一応言つておるわけです。こういった点について、提案者のほうとしてはどういふふうにお考へになつておるか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 速記録を詳しく読んでおりませんが、田中久雄君が答弁されました不合理は正ということの中には、私は法律によつて三本建にするということも、まあ含めて、田中君は言われたのじやないか、こう私は解釈しております。又塚田自治庁長官が言われましたのは、その点がつきりして来て、法律が出て、一号俵上げることになつたから、その点をはつきりさせて、そのほかに不合理の点があれば、それに充當するところの費用も含めておる、こういうことであると思ふのです。小澤君の答弁は、若し田中君が三本建というふうな法律のことを仮に含まないで言つておるといふことであるならば、それは三党協定の線と違つておるのではないかと、こういう意味で、小澤君のほうでは是正したのじやないか。私はそう

いうふうな解釈をいたしております。○岡三郎君 その点まだ一杯問題がありますが、今日はやめておきます。

○委員長(村尾重雄君) 本法律案については、先ほど千葉委員、及び懇談会における溝口委員の御意見のようによ、資料の整理を整へることにいたしました。今はこの程度にしておきたいと思ひます。

○委員長(村尾重雄君) 続いて日本国有鉄道給与課長八木利真君、大蔵省給与課長岸本晋君が見えておられますから、退職手当の臨時措置に関する法案について御質疑のあるかたは御発言を願ひたいと思ひます。

○千葉信君 速記をとめて下さい。

○委員長(村尾重雄君) 速記をちよつと中止して下さい。

〔速記中止〕

○委員長(村尾重雄君) 速記を始めでは暫時休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後十時二十八分開会

○委員長(村尾重雄君) 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。お諮りいたしますが、会期が延長されることを条件といたしまして、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案に關し、本院規則第三十六條により、文部委員会に対し連合委員会を開くことを申入れることに決して御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(村尾重雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。なお日時につきましては文部委員長とも協議して決定することにいたします。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後十時二十九分散会

七月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆)
(予備審査のための付託は七月二十四日)

昭和二十八年九月三日印刷

昭和二十八年九月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局